

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

別紙 3

傍線の部分は改正部分

新	旧
第 1 （略） 第 2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1 （略） 2 介護予防訪問入浴介護費 （1）～（8） （略） <u>（9） 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</u> <u>介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u> <u>（10） （略）</u> 3 介護予防訪問看護費 （1）～（3） （略） （4） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について ①～⑤ （略） ⑥ ⑤における、介護予防訪問看護サービスの利用開始時とは、利用者が過去 2 月間（暦月）において当該介護予防訪問看護事業所から介護予防訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいう。また、利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問とは、主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいう。 （5）～（19） （略） （20） 退院時共同指導加算 ① 退院時共同指導加算は、病院、 <u>診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院するに当たり、介護予防訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った後に当該者の退院後、初回の介護予防訪問看護を実施した場合に、一人の利用者に当該者の退院につき一回（厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第五号を参照のこと。）にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には二回）に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算は、初回の介護予防訪問看護を実施した日に算定すること。</u> なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。 ②～⑤ （略） （21）・（22） （略） 4・5 （略） 6 介護予防通所リハビリテーション費 （1）～（11） （略） <u>（12） 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</u>	第 1 （略） 第 2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1 （略） 2 介護予防訪問入浴介護費 （1）～（8） （略） （新設） <u>（9） （略）</u> 3 介護予防訪問看護費 （1）～（3） （略） （4） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について ①～⑤ （略） ⑥ ⑤における、介護予防訪問看護サービスの利用開始時とは、利用者が過去 2 月間（暦月）において当該介護予防訪問看護事業所から介護予防訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいう。また、利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問とは、主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいう。 （5）～（19） （略） （20） 退院時共同指導加算 ① 退院時共同指導加算は、病院、 <u>診療所に入院中の者が退院するに当たり、介護予防訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った後に当該者の退院後、初回の介護予防訪問看護を実施した場合に、一人の利用者に当該者の退院につき一回（厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第五号を参照のこと。）にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には二回）に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算は、初回の介護予防訪問看護を実施した日に算定すること。</u> なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。 ②～⑤ （略） （21）・（22） （略） 4・5 （略） 6 介護予防通所リハビリテーション費 （1）～（11） （略） （新設）

新	旧
<u>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2（9）を参照のこと。</u> (13)（略） 7 介護予防短期入所生活介護費 (1)～(15)（略） <u>(16) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</u> <u>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2（9）を参照のこと。</u> 8 介護予防短期入所療養介護費 (1)～(12)（略） <u>(13) 介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</u> <u>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2（9）を参照のこと。</u> 9 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1)～(8)（略） (9) 栄養スクリーニング加算について ①・②（略） (削る) (削る) (10)～(12)（略） <u>(13) 介護職員処遇改善加算の取扱い</u> <u>介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2（9）を参照のこと。</u> 10～11（略）	<u>(12)（略）</u> 7 介護予防短期入所生活介護費 (1)～(15)（略） (新設) 8 介護予防短期入所療養介護費 (1)～(12)（略） (新設) 9 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1)～(8)（略） (9) 栄養スクリーニング加算について ①・②（略） ③（略） ④（略） (10)～(12)（略） (新設) 10～11（略）